

奄美市告示第137号

奄美市奨学資金企業代理返還制度事務処理要綱を次のように定めた。

令和6年12月11日

奄美市長 安田 壮平

奄美市奨学資金企業代理返還制度事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、奄美市ふるさと創生人材育成基金条例施行規則（平成18年奄美市規則第45号）第24条の規定に基づき、奨学資金の返還を行う者を雇用する企業等が、その者の奨学資金の返還に係る負担を軽減するため、その者に代わって市に返還を行う制度（以下「代理返還制度」という。）を利用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 借受人 次のいずれにも該当する奨学生であった者をいう。

ア 奨学資金の返還を行う者

イ 奨学資金の返還期間の全期間において滞納がない者

(2) 返還企業 借受人を雇用する企業等であって、当該借受人に代わって奨学資金を返還するものをいう。

(奨学資金の返還義務)

第3条 借受人は、代理返還制度を利用した場合においてもなお、奨学資金の

返還に関する借受人の債務者としての地位は消滅せず、貸与を受けた奨学資金の全額について返還の義務を負う。

- 2 返還企業は、代理返還制度の利用期間中に限り、借受人に代わり任意に奨学資金を返還するものであって、借受人が貸与を受けた奨学資金の全部又は一部について、現在及び将来における返還の義務を負わない。

(代理返還制度の利用に係る合意)

第4条 代理返還制度を利用しようとする企業等は、奄美市奨学資金企業代理返還制度の利用合意書(次条において「合意書」という。)により、市との間で代理返還制度の利用に係る合意をするものとする。

(返還企業の誓約)

第5条 返還企業は、前条の合意をするに当たり、次に掲げる事項を誓約しなければならない。

- (1) 返還企業が、合意書の提出日の前日から起算して過去1年間に、労働基準法(昭和22年法律第49号)その他の関係法令に違反したことにより罰金以上の刑に処せられた企業等に該当せず、かつ、提出日以後においても該当しないこと。

- (2) 代理返還制度の利用は、合意書で定める合意日以後に開始すること。

- (3) 次に掲げる借受人の不利益となる取扱いを行わないこと。

ア 労働協約、就業規則、労働契約等に定められた借受人の賃金を減額すること。

イ 借受人に対し、代理返還(代理返還制度を利用して返還企業が奨学資金を返還することをいう。以下同じ。)をした額の支払又は当該額に見合う労働を求めること。

ウ 借受人のうち一部の者にのみ不利益となる取扱いを行うこと。

- (4) 返還企業が、奄美市が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成28年奄美市告示第107号)第3条に規定する暴力団排除措置の対象と

なる法人等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。

- (5) 代理返還制度の利用に当たり、この要綱及び合意書に記載のない事項については、奄美市教育委員会（以下「委員会」という。）の指示に従うこと。

（合意の取消し）

第6条 市は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、返還企業との間における代理返還制度の利用に係る合意を取り消すものとする。

- (1) 前条の規定による返還企業の誓約が虚偽であったことが判明したとき。
- (2) 返還企業が前条各号に掲げる誓約事項に違反する状態となったとき。
- (3) 返還企業が奄美市奨学資金企業代理返還制度の利用合意取消申請書を市に提出したとき。
- (4) 返還企業に重大な問題が発生し、当該返還企業による代理返還制度の利用が適当でないと委員会が判断したとき。

2 市は、前項の規定により合意が取り消されたときは、その旨を奄美市奨学資金企業代理返還制度の利用合意取消通知書により返還企業及び借受人に通知するものとする。

3 第1項の規定により合意が取り消されたときは、当該返還企業において代理返還制度を利用している全ての借受人について、前項の規定による通知がされた日以後における代理返還制度の利用を中止するものとする。

4 返還企業は、合意の取消しに至った理由について、借受人に対し誠実かつ丁寧に説明し、借受人が十分納得するよう努めなければならない。

（再合意禁止期間）

第7条 前条の規定により代理返還制度の利用に係る合意を取り消した後、当該返還企業が代理返還制度の利用について再度合意をするためには、次の各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める期間が経過することを要するものとする。

- (1) 第5条第1号に掲げる誓約事項に虚偽があり，又はこれに違反したとき
その事実が解消された日から起算して1年間
- (2) 第5条第3号に掲げる誓約事項に虚偽があり，又はこれに違反したとき
その事実が解消された日から起算して2年間
- (3) 第5条第4号に掲げる誓約事項に虚偽があり，又はこれに違反したとき
その事実が解消された日から起算して5年間
- (4) 前条第1項第3号に該当したとき 同号の申請書の提出日から起算して3年間
- (5) 前条第1項第4号に該当したとき 委員会が適当と認める期間
(合意の周知)

第8条 委員会は，広報紙，ホームページ等に返還企業の企業名等を掲載し，返還企業が代理返還制度の利用について市と合意をしている事実の周知に努めるものとする。ただし，当該周知について返還企業が希望しないときは，この限りでない。

2 返還企業は，自社のホームページ，求人広告等において，代理返還制度の利用について市と合意をしている事実を掲載することができる。ただし，第6条の規定により合意を取り消した後は，これを掲載することができない。
(利用開始の申込み)

第9条 返還企業は，雇用する借受人の代理返還を開始するときは，当該借受人及び返還企業が連名で奄美市奨学資金企業代理返還制度の利用開始申込書（以下「利用開始申込書」という。）により委員会に申し込まなければならない。
(返還方法)

第10条 返還企業が代理返還を行うときは，次の各号に掲げる方法のうちいずれかを選択し，月賦により返還するものとする。

- (1) 市が発行する納付書によって金融機関の窓口で返還する方法

(2) 市が発行する納付書によって委員会の窓口で返還する方法

- 2 返還企業が代理返還を行う場合の返還額は、借受人の月賦返還額の全部又は一部とする。
- 3 前項の規定により返還企業が借受人の月賦返還額の一部を返還するときは、月賦返還額の残額は、借受人が月賦により返還するものとする。
- 4 返還企業が利用開始申込書に定めた代理返還額の全部又は一部を返還しないときは、市が指定する方法により、借受人が当該返還されない額を返還しなければならない。

(情報開示)

第11条 委員会は、借受人の求めに応じて、奨学資金の返還残高、返還状況その他の奨学資金の返還に関する情報を当該借受人に対し開示するものとする。この場合において、返還企業は、当該奨学資金の返還に関する情報について、当該借受人に対し開示を求めることができる。

(利用中止の申出)

第12条 代理返還を中止しようとする返還企業は、奄美市奨学資金企業代理返還制度の利用中止申出書により委員会に申し出なければならない。

- 2 委員会は、前項の規定による申出を受けた場合において、代理返還の利用を中止するときは、奄美市奨学資金企業代理返還制度の利用中止通知書により返還企業及び借受人に通知するものとする。

(返金)

第13条 委員会は、原則として、第6条第2項の規定による合意の取消しの通知又は前条第2項の規定による利用の中止の通知をする前に返還企業から返還された奨学資金は、これを返金しない。ただし、委員会が社会的な影響等を考慮し返金すべき事由があると判断したときは、返還企業及び借受人に文書で通知の上、既に返還された奨学資金の全部又は一部を返還企業に返金することができる。

2 前項ただし書の規定により返還企業に返金された奨学資金は、借受人が速やかに市に返還しなければならない。

(様式等)

第14条 この要綱の施行に必要な様式等は、別に定める。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、代理返還制度に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年12月11日から施行する。